

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 31 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380125

研究課題名(和文)ポスト会社法制部会の子会社少数株主保護のあり方

研究課題名(英文)The protection of minority shareholders on companies act 2014

研究代表者

船津 浩司(Funatsu, Koji)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：80454479

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、平成26年会社法改正後の子会社少数株主保護に係る解釈論および立法論的課題を抽出し、それに一定の解決指針を与えることを目的とするものである。成果として、特に、企業結合の運営の局面における子会社少数株主保護に関しては、親子会社間取引のあるべき基準といった実体的規制もさることながら、実際の救済手段を発動する局面(訴訟の局面)では、そのようなあるべき基準を満たしているか否かを誰がどのように証明するのか、という問題が決定的に重要であることを指摘した。また、企業結合の形成の局面における子会社少数株主保護の方策として、セルアウト制度の導入のための研究を行った。

研究成果の概要(英文)：This research project aims at a solution for problems regarding the protection of minority shareholders of subsidiaries that still exist, even after the corporate law reform in 2014. Through this research project, I pointed out the importance of the burden of proof as to whether the transaction between the parent and subsidiary companies would be made on the basis of "fairness."

研究分野：会社法学

キーワード：企業結合 少数株主保護 キャッシュアウト セルアウト

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで企業結合における利害関係者の利益調整(とりわけ親会社株主と子会社少数株主の保護の両方を見据えたそれ)を、会社法メカニズムのみならず資本市場法的規律を含めて総合的に研究することを提唱し、かつ遂行してきた(平成20-21年度及び平成22-24年度に採択された若手研究(B)ではこれらを主たるテーマとしてきた)。その成果として、研究代表者は、親会社取締役の子会社に対する経営管理義務が認められ、したがって親会社による子会社への(不当な)介入の危険性は法的な裏付けをも有することを述べた(舩津浩司『「グループ経営」の義務と責任』(商事法務、2010年)25頁参照)。さらに、少数株主締出し制度の創設・拡充という形成・解消の局面における企業結合の法的規律を踏まえれば、運営の局面においてはもっぱら子会社少数株主の利益保護を中心的な課題とすれば足りるとの感触を有するに至った(舩津浩司『「グループ利益」の追求と親会社の責任規定」商事1959号15頁注53参照)。

2010年より始まった法制審議会会社法制部会(以下、単に「部会」という)の審議においても、企業結合に関する規律が重要な議題として取り上げられたところ、部会の検討成果として2012年9月に出された「会社法制の見直しに関する要綱」(以下、単に「要綱」という)においても、親会社取締役の子会社管理に関する義務を正面から認め、かつ、少数株主の締出し制度を充実させる一方で、子会社の少数株主保護を目的とした規律に関しては、子会社に不当に介入した親会社に賠償責任を負わせるといった実体規定の導入は見送られ、開示規制のみの拡充となった。前者に係る立法動向は概ね研究代表者のこれまでの研究成果に沿うものであると評価できるものの、子会社少数株主保護に係る実体的規律導入の見送りに関しては、果たしてそれがもたらす帰結が研究代表者の抱く上記感触と一致するのかの検証が必要であると考えた。

むろん、部会の検討経過やその成果たる要綱に対して評価を施すという作業は、ひとり申請者の研究関心のために必要というわけではない。グループ経営の一層の進展という社会状況に鑑みれば、企業結合関係に係る法的規律の明確化はなお必要であると考えられるところ、特に、部会において検討課題に上ったにもかかわらず要綱へ盛り込まれることが見送られた規律については、立法見送りという判断そのものに、その後の法状況(解釈論・立法論)に何らかの影響を及ぼす可能性も否定できないと考えた。上述の子会社少数株主保護の実体規定の導入見送りという事実に関しては、検討された規律案がすでに現行法上認められているがために導入が見送られたと考えるべきか、現行法の状況からはおよそ受け入れ難い理論的難点を含

んでいるが故なのか、を分析することは、現行法の状況がこれまで明確でなかったとの評価もある子会社少数株主保護のあり方に多大な影響を及ぼす可能性があると考えた。要綱の個別の規律に関する解釈論的な研究は大いに進展すると考えられたものの、特に要綱が直接の対象としなかった子会社少数株主保護の実体的規制を対象として企業結合法制を総合的に検討することは、もっぱら学説に課せられた使命であると考えた。

以上のような次第で、本研究課題において、部会における検討経過およびその成果たる要綱の内容を踏まえて、要綱の立法化後の子会社少数株主保護に係る解釈論ないし立法論的課題を抽出し、それに一定の解決指針を与える必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、要綱の立法化後の子会社少数株主保護に関する解釈論ないし立法論的課題を抽出し、それに一定の解決指針を与えることを目的とする。具体的には、(1)子会社少数株主保護法制の目的とあるべき取引の基準の提示、(2)計量困難な利益への配慮と独立当事者間取引基準の関係の明確化、(3)計量困難な利益の裁判規範における位置づけの明確化、(4)あるべき子会社少数株主保護法制の姿の提示、を目指した。

(1)まず、従来厳密には意識されていなかった「子会社少数株主保護法制の最終目的」を明らかにする。子会社少数株主保護法制は、その最終目的として、子会社少数株主の保護そのもののほか、子会社への投資インセンティブの確保を通じて企業にプロジェクトの必要資金を調達させること、あるいは資本市場を活性化させることが考えられる。かかる最終目的の設定次第で、子会社少数株主保護法制のあり方は異なりうることから、いかなる目標設定が妥当であるかを検討する。

(2)そのうえで、また、そのような最終目的に照らして、親会社間取引はいかに規律されるべきか、より具体的には、従来妥当であるとされた「独立当事者間取引基準」(江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』(有斐閣、1995年)93頁参照)が今後もなお妥当すると解すべきかについて明らかにする。この点に関しては、部会の検討過程で、「企業集団に属することによって享受する利益」といった計量が困難な利益を勘案して(子会社への不利益な介入に係る)親会社の責任の成否を判断することが提案されていた(部会資料18「親会社に関する規律に関する個別論点の検討(1)」7頁参照)が、仮に(1)の検討の結論として現在もなお「独立当事者間取引基準」が妥当するとされるならば、このような抽象的な利益と独立当事者間取引基準との関係がいかなるものかが問題となる。この点に関しては、「企業集団に属することによって享受する利益」などといった計量困難な利益には多種多様なものが含まれているた

め、それらを一括して論ずることは不適切であり、独立当事者間取引基準に照らしても考慮可能な利益とそうではない利益とを混同して論じている点に問題があると考えられる。そこで、これらの計量困難な利益を（たとえばブランド使用料や経営指導料等に）細分化し、それぞれにつき、独立当事者間取引基準に照らして親会社の責任の成立を阻害する要素として考慮することができるか否かを明らかにする。

(3)あるべき親子会社間取引の基準を論ずることの会社法上の最大の意義は、いかなる取引が親会社（あるいはその関係者）に責任を生じさせるか、という裁判規範としての機能にあると考えられる。そこで、（前述のとおり多種多様であると考えられる）計量困難な利益がわが国現行法下での裁判規範としてのどのように位置づけられるのかを明らかにする。その際、当該利益の不法行為責任・債務不履行責任に関する一般理論における位置づけ（とりわけ損益相殺の枠組みとの異同）、証明責任のあり方、いわゆる経営判断の原則の適用の可否等を論ずる。

(4)(3)において明らかにされた（裁判）規範としての親子会社間取引基準が、(1)で明らかにした子会社少数株主保護法制の最終目的に照らして十分なものであるか否かを明らかにし、仮に不十分であると評価される場合にはそれを修正あるいは補完する立法論を提示する。

3. 研究の方法

(1)子会社少数株主保護法制の目的とあるべき取引の基準の提示、(2)計量困難な利益への配慮と独立当事者間取引基準の関係の明確化、(3)計量困難な利益の裁判規範における位置づけの明確化、(4)あるべき子会社少数株主保護法制の姿の提示、のために、ドイツ・イタリア・イギリス・北欧およびEUの議論を調査してこれを比較法資料として示したうえで、それらを用いて、わが国の立法論・解釈論を展開するという方法を用いた。特に、研究協力者たるドイツ人研究者との間で、比較法資料の調査に際して最新の議論の動向をヒアリングするとともに、日本法の解釈論についての外国法（とりわけドイツ法およびEU法）の観点から見た特殊性や違和感等についての意見聴取を行った。

4. 研究成果

(1)研究期間の初年度に当たる平成25年度においては、子会社への介入に関する親会社の責任に関する規定（以下、「親会社の責任法制」という）の整備という、「会社法制の見直しに関する要綱」に具現化しなかった問題について、法制審議会会社法制部会における議論など一連の改正論議の中で明らかになった親会社の責任法制導入の必要性に関する現時点での評価（立法論的意義）を行うと共に、一連の改正論議を踏まえて明らかと

なった、現段階での解釈論の内容（解釈論的意義）について検討した（図書 参照）。

(2)平成26年度においては、財務省財務総合政策研究所の機関誌の特集として組まれた共同研究プロジェクトの一環として、EU・ドイツ・イタリア・イギリス・北欧の企業グループ法制にかかる近時の動向と、その論議が日本法に与える示唆について研究し、成果論文（雑誌論文）を公表した。

(3)平成27年度においては、日本以外に向けて研究内容を発信することを中心に行った。まず、前年度に日本語で公表した、EU・ドイツ・イタリアの企業グループ法制にかかる近時の動向とその論議が日本法に与える示唆について論じた論文を要約の上英語で公表した（雑誌論文 参照）。また、日独中韓の会社法学者を集めて開催されたシンポジウムにおいて企業結合の形成時における利害関係者保護に関する報告を行った（学会発表 参照）。さらに、平成26年会社法改正後における企業結合の形成・解消の局面における子会社少数株主保護の問題に関して、いわゆる締出し法制の解釈論上の問題を研究した（図書 参照）。

(4)平成27年度から平成28年度にかけては、いわゆるセルアウト制度についての比較法的検討を行う（図書 参照）と共に、これまでの成果を踏まえて、わが国における子会社少数株主保護のための施策として、子会社少数株主が子会社取締役に対して損害賠償請求を行うという局面を想定した解釈論を検討した（雑誌論文 参照）。

5. 主な発表論文等 (研究代表者は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

松津浩司、ドイツのコーポレートガバナンス・コード、同志社法学、査読無、68(1)巻、2016、399-458

松津浩司、親子会社と損害賠償、法律時報、査読無、88(10)巻、2016、30-37

松津浩司、キャッシュアウト、商事法務、査読無、2064号、2015、4-13

FUNATSU, Koji, Trend in European Corporate Group Law Systems and the Future of Japan's Corporate Law System, Public Policy Review, 査読有、Vol.11(3), 2015, 475-483

松津浩司、適正なグループ内取引とは何か、ビジネス法務、査読無、14巻(9)、

2014、112-116

船津浩司、欧州における企業グループ法制の動向と日本の法制のあり方、フィナンシャルレビュー、査読有、121号、2014、108-134

〔学会発表〕(計2件)

船津浩司、金融グループのガバナンス、金融法学会、2016年10月10日、東京大学伊藤記念謝恩ホール(東京都文京区)

FUNATSU, Koji, Creditor Protections in Company Split in Japan, Conference on Issues and Challenges in Corporate and Capital Market Law, Germany and East Asia, 2016年3月17日、東京大学法文3号館(東京都文京区)

〔図書〕(計3件)

船津浩司 他、現代商事法の諸問題、成文堂、2016、1163(905-935)

船津浩司 他、論点詳解平成26年改正会社法、商事法務、2015、314(171-190)

船津浩司 他、会社・金融・法(上)、商事法務、2013、618(579-618)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

船津 浩司 (FUNATSU, Koji)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：80454479

(4) 研究協力者

Peter O. Mülbart
ドイツ連邦共和国マインツ大学法経学部教授